

名古屋市達第29号

財 政 局
市 税 事 務 所

固定資産評価補助員規程（平成23年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第405条の規定に基づき、次に掲げる者（法第404条第1項に規定する固定資産評価員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）を固定資産評価補助員とする。 (1) (略) (2) 市税事務所長並びに市税事務所固定資産税課及び固定資産評価課に勤務する一般職の職員	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第405条の規定に基づき、次に掲げる者（法第404条第1項に規定する固定資産評価員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）を固定資産評価補助員とする。 (1) (略) (2) 市税事務所長並びに市税事務所固定資産税課、 <u>固定資産評価課</u> 及び <u>償却資産課税課</u> に勤務する一般職の職員

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。